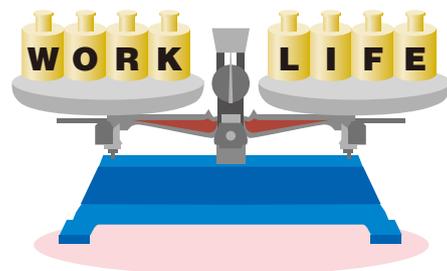


スタートアップ企業が今やるべき 「働き方改革の実現」Part1 ～従業員が健康で安心して働ける職場のために～



働き方改革は、従業員の働きやすさや働きがいを上向きさせる施策でもあり、使用者としては積極的に推進すべきことでもあります。今回のセミナーでは、スタートアップ企業における働き方改革の施策実現に関して、施策の解説を弁護士が、施策をどのように労務管理に取り入れるかを社会保険労務士が解説いたします。

日時 5月28日(火) 18:10～受付開始 *名刺を受付にご提出お願いいたします。
18:20～20:00 セミナー 20:00～20:50 グループ・コンサルティング **希望者のみ** 20:50～個別相談会

会場 大阪市立総合生涯学習センター 第1研修室
(大阪市北区梅田 1-2-2 大阪駅前第2ビル5階)

- JR東西線「北新地駅」より徒歩1分
- 地下鉄四つ橋線「西梅田駅」より徒歩2分
- JR東海道本線「大阪駅」・地下鉄御堂筋線「梅田駅」より徒歩4分

定員 30名(1社1名まで) 起業家、経営者、人事・労務担当者など本テーマに興味のある方はどなたでも参加可能です。
*途中退席はご遠慮いただいております。



お申込み方法 セミナー参加お申込みは、HP、FAX、電話、Eメールにて承ります。①お名前、②連絡先(電話番号・メールアドレス)、③所属(会社名、役職名)をご連絡ください。*FAXでお申込みの際は、下記のFAX申込書をご利用ください。

セミナー内容

18:20～19:05
セミナーⅠ

今、やるべき働き方改革の施策とは

- 労働時間把握と労働時間上限規制の法律解説
- 講師** 渡邊 直貴 関西圏雇用労働相談センター相談員 弁護士(ブレイス法律事務所)

19:15～20:00
セミナーⅡ

働き方改革の施策を労務管理でどのように適用するべきか

- 労働時間把握と労働時間上限規制の実施のための労務管理実務
- 講師** 河村 文宏 関西圏雇用労働相談センター代表相談員 特定社会保険労務士(社会保険労務士法人わもん合同事務所)

20:00～20:50
20:50～

- グループ・コンサルティング** 数名の参加者に1名の弁護士又は社労士が入り、テーマについての理解を深めます。
- 個別相談会** 雇用契約書・就業規則の整合性・適正性、36協定の内容など、労務に関する疑問について、弁護士・社労士が無料で相談に対応いたします。
*希望者のみ

参加
無料

主催 関西圏雇用労働相談センター

FAXでのお申込みはこちら **06-6371-3195** ホームページから申込みもできます。

会社名		業種	
ご住所			
参加者様ご氏名		所属部署・役職名	
TEL		E-mail	
個別相談会	参加(相談内容: _____) ・ 不参加		

*申込書に記載いただいた個人情報につきましては、本セミナー(5月28日開催)の参加者把握、本センター主催の各種イベント情報提供の目的にのみ使用いたします。

関西圏雇用労働
相談センターとは

労務管理に関する不安や疑問を専門家(弁護士・社会保険労務士)に無料で相談できる場所です!!
新規開業直後の企業などが、雇用のルールを的確に理解し、労使紛争を未然に防止するために、各種相談サービスを提供します。(雇用労働相談センターは、国家戦略特別区域法に基づいて設置されるものです。)

関西圏国家戦略特区「関西圏雇用労働相談センター」事務局
TEL:06-6136-3194 FAX:06-6371-3195
〒530-0011 大阪市北区大深町3番1号 グランフロント大阪 北館ナレッジキャピタル8階 K827号室
E-mail info@kecc.jp **ホームページ** http://kecc.jp **KECC** **検索**
相談・お問合せ対応時間 月曜日～金曜日の11時から20時(祝日・年末年始(12/29～1/3)を除く)

ホームページから
申込みもできます。

